

## 法人契約の携帯電話、所持者の実名登録が必要に

株式会社クララオンライン  
コンサルティングチーム

### <要約と結論>

中国聯通(チャイナユニコム)が会社名義で契約した携帯電話に対しても、所持する社員個人の実名登録を求めている。これは当局が進める携帯電話の実名登録制に基づくものだが、会社名義での契約について、さらに所持者の登録まで求めているのは現時点で中国聯通だけだ。当局は2015年9月1日以降、実名登録がされていない番号について機能を一部制限したり使用停止にすると発表しており、年末までに登録率を90%以上に引き上げるとしている。今後、中国電信(チャイナテレコム)や中国移動(チャイナモバイル)も会社名義での契約について同様の実名登録を求めるものとみられ、現地の日本企業にとっても早急な対応が必要となる。

### 1. 社用携帯に突然の通知

北京市内では、会社名義で契約した中国聯通の携帯電話宛に、携帯電話を所持する社員個人の実名登録を求めるとSMS(ショートメッセージ)が届いている。おおよその内容は、「会社名義の携帯電話であっても使用者個人の実名を登録しなければならない。登録しない場合、当該電話番号の利用を停止する。当該電話番号で違法行為が確認されれば、会社ではなく使用する個人がその責任を負う」といったものだ。

これまでも個人契約の携帯電話宛には、早急に実名登録を完了させるよう求めるSMSが届いていた。しかし会社名義で契約した携帯電話宛に案内が届くのは今回が初めてとみられる。なお中国電信や中国移動の会社名義の携帯電話宛にはまだ案内は届いていない模様だ。



社用携帯に届いた案内メール

## 2. 所持者の実名登録は工信部の通知に明記

社用携帯の所持者に対する実名登録の要求は、2014年12月18日に工業情報化部および公安部、国家工商総局が共同で発表した「关于印发电话“黑卡”治理专项行动工作方案的通知」に基づく措置とみられる。

同通知の三の(一)の5には「企業ユーザーの実名登録強化」が明記されており、通信キャリアに対して法人契約の契約書に利用者の実名登録の義務を明記するとともに、実際に使用する者の身分証を用いた実名登録を1契約ごとに行う旨が記されている。

## 3. 早急に実名登録の手続きを

これまで会社名義の契約はイコール実名登録という認識が浸透していたが、当局の通知に明記されている以上、中国聯通に続いて中国電信や中国移動でも所持者の実名登録を行うよう間もなく案内が行われるだろう。

各通信キャリアは個人契約について、9月中に実名登録を完了しない場合、登録を催促する最後の通知を行った1週間後に強制的に利用を停止するとしている。法人契約についても登録を先延ばしにしていれば突然携帯電話が利用できなくなる可能性がある。特に駐在員等はビジネスに支障が出ないように早急に登録を済ませると共に、近年は個人への監視が強まっていることにも留意したい。

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2015年10月13日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のインターネットコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。

asia@clara.ad.jp または +81(3)6704-0776